# 参考資料

○用語解説 ··	•••••	58
○策定経過 …	•••••	61
○諮問書 …		62
○答申書 …		63
○三重県男女井	共同参画審議会委員名簿	64
	画に関する法律・条例・計	
○男女共同参画	<b>画に関するあゆみ(年表)</b>	66
○三重県男女井	共同参画推進条例	70
	を認め合い、誰もが安心し 重県づくり条例(概要)	
○男女共同参画	国社会基本法 ····································	75
	生活における活躍の推進に (女性活躍推進法)	80

# 用 語 解 説

用語	説明	掲載箇所
ダイバーシティ	「多様性」という意味。三重県では、違った個性や能力を持つ一人ひとりが尊重され、多様性が受け入れられることで、良い意味でお互いに影響し合い、個々人では成し得なかった相乗効果を社会に生み出すという「ダイバーシティ&インクルージョン」の意味でとらえている。	第1章 第2章 第3章 ( ) 第4章
性的指向	好きになる相手、性的対象が誰(同性・異性・両性) であるか。	第1章 第2章 第3章
性自認	自分の性別をどう認識するか。	( 、 、 ) 第4章
LGBT	レズビアン(女性の同性愛者)・ゲイ(男性の同性愛者)・バイセクシュアル(両性愛者)・トランスジェンダー(出生届・戸籍上の性別とは違う性別で生きる人、生きたい人)の頭文字をとって組み合わせた総称語。	第2章 第3章 ( )
SOGI	性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとった総称。性のあり方は、性的指向や性自認などさまざまな要素の組み合わせにより形作られ、一人ひとり違い、多様である。そのため、多様な性をより包含できる言葉として全ての人に当てはまる「SOGI」(ソジ、ソギとも言う)という言葉が使われるようになってきている。	第2章
IC T	情報通信技術を意味する「Information and Communications Technology」の略。ITが効率的な情報処理のための技術そのものを指しているのに対し、ICTはSNSやメール、オンラインショッピングなど、人同士のコミュニケーションや人々の豊かな生活を実現するためのITの活用方法を指す。	第2章 第3章 ( 、 )
AI	「人工知能」を意味する「Artificial Intelligence」の略。人間の知能そのものを持つ機械、または人間が知能を使って行うことを人に代わって行うことができる機械。AIに関する研究は後者が主流であり、機械(コンピューター)が自ら学ぶ機械学習の技術が進歩したことにより、言語翻訳、自動運転、画像解析(診断)、囲碁対戦などの分野で実用化が進んでいる。	第2章
SNS	インターネット上で友人を紹介し合える機能等を提供することにより、個人間の交流を支援するサービス(ウェブサイト)のこと。	第2章
イクボス	職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司(経営者・管理職)。	第2章

用語	説明	掲載箇所
ハラスメント	人を困らせること。いやがらせ。地位や権力などを背景に相手に嫌がらせを行う「パワー・ハラスメント」や性的な嫌がらせを行う「セクシュアル・ハラスメント」など、さまざまな種類のハラスメントがある。 ハラスメントは行う側の意識の有無に関係がないため、たとえ本人にそのつもりがない場合でも相手を傷つける行為、苦痛を与える行為、不利益を与える行為などはハラスメントに該当する。	第2章第3章
認定こども園	幼稚園と保育所両方の機能や特徴を併せ持ち、地域の 子育て支援も行う施設。	第2章
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童(小学生)に対して、放課後等に小学校の余裕教室や児童館などで遊びや生活の場を提供するもの。	第2章 第3章 ( )
M字カーブ	日本の女性の労働力率(労働力人口比率)を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、出産・子育てを機に離職し、子育てが一段落すると再就職する女性が多いということが考えられる。なお、日本全体では、10年前と比較するとすべての年齢階級で労働力率が上昇しており、グラフ全体の形は欧米先進諸国でみられるような台形に近づきつつある。	第3章
健康経営	従業員の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実 践すること。 「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標。	第3章 ( )
6次産業化	農林水産業(1次産業)と2次産業・3次産業を融合・ 連携させることにより、農林水産業をはじめとする農山 漁村の多様な「資源」を活用し、新たな付加価値を生み 出す地域ビジネスや新産業を創出することをいう。	
家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを もって経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、農 業経営の方針や目標、一人ひとりの役割分担、収益の分 配方法、労働時間・休日などの就業条件、生活運営等に ついて、家族間の話し合いにより取り決めて、明文化し たものをいう。	
アンコンシャス・バイ アス	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。	第3章

用語	説明	掲載箇所
パーソナルバリアフ リー基準	バリア(障壁)の基準は段の高さや施設の有無ではなく、障がいの種類や程度により一人ひとり異なるという考え方のことをいう。	第3章 ( )
ユニバーサルデザ イン	障がいの有無や年齢、性別等に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように施設、製品、制度等をデザインすることをいう。また、今日では、情報、サービスを含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といった、より広い概念として使われている。	第3章 ( )
リプロダクティブ・ヘ ルス / ライツ	リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、人間の生殖システムおよびその機能と活動過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることとされている。また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、ならびに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる基本的権利、ならびに最高水準の性に関する健康およびリプロダクティブ・ヘルスを得る権利とされている。	第3章 ( )
加害者更生プログラム	配偶者等からの暴力(DV)の加害者が再び暴力を起こさないための取組(指導方法)。国の「第5次男女共同参画基本計画」においては、加害者の更生に関する取組として、「地域社会内でのプログラムについて、試行実施を進め、地方公共団体において民間団体と連携してプログラムを実施するためのガイドラインの策定など本格実施に向けた検討を行う。」とされている。	第3章 ( )
デートDV	配偶者やパートナーからの身体的・心理的暴力等ではなく、主として若年層における交際相手からの暴力等をいう。身体的な暴力だけでなく、束縛などの精神的な暴力、性的な暴力などさまざまな形での暴力がある。	第3章 ( )

「第3次三重県男女共同参画基本計画」策定経過

	県議会	三重県男女共同参画審議会
令和2年 5月		第1回審議会(5/25) 書面による開催 県から審議会へ諮問 策定方針説明
6月	常任委員会(6/22) ○策定方針の説明	
7月		素案の審議 第2回部会(第1部会7/28、第2部会7/29)
8月		
9月		中間案の審議 第3回部会(第1部会9/1、第2部会9/2) 第2回審議会(9/18)
10月	常任委員会(10/7) 〇中間案の説明 パ ブ リ ッ ク コ メ ン	b - 10/15 ~ 11/13 -
11月	市町への意見照会	最終案の審議 第4回部会(第1部会11/18、第2部会11/18) 第3回審議会(11/25)
12月		
令和3年	常任委員会(1/15、26) ○最終案の説明	審議会から県への答申(1/25)
2月	2月定例月会議 〇議案提出(2/17)	
3月	常任委員会(3/12) ○議案審査 2月定例月会議 ○採決(3/23)	

## 諮 問 書

環生第05-34号

三重県男女共同参画審議会

第3次三重県男女共同参画基本計画の策定について、三重県男女共同参画推進条例(平成12年三重県条例第73号)第8条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和2年5月25日

三重県知事 鈴木 英敬

### (諮問理由)

三重県では、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年3月に第2次三重県男女共同参画基本計画を策定し(平成29年3月改定)、一人ひとりが性別に関わらず自立した個人としてその個性と能力を十分発揮できる社会の実現に向け、さまざまな取組を進めてきましたが、この計画期間が令和3年3月で終了します。

このため、現在進められている国の第5次男女共同参画基本計画策定に向けての検討状況や社会情勢等の変化をふまえながら、これまでの県の取組を検証し、今後の取組方向を明らかにするため、令和2年度中に第3次三重県男女共同参画基本計画を策定します。

この策定にあたり、貴審議会に意見を求めるものです。

# 答 申 書

令和3年1月25日

三重県知事 鈴木英敬 様

三重県男女共同参画審議会 会長 小川眞里子

「第3次三重県男女共同参画基本計画」の策定について(答申)

令和2年5月25日付け環生第05-34号で諮問のありましたこのことについては、当審議会における審議の結果、妥当であると判断し、計画の策定に同意します。

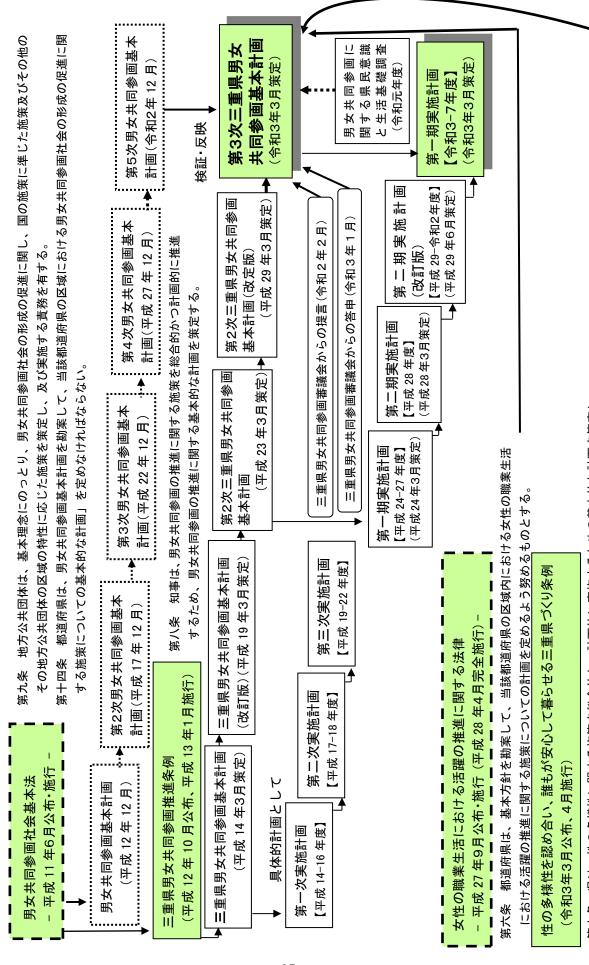
なお、社会のあらゆる分野において、指導的地位に占める女性の割合が早期に30%以上となるよう、知事の強力なリーダーシップのもと施策の一層の推進を求めます。

# 三重県男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略 五十音順) 第 10 期委員任期: 2019 (平成 31)年3月16日~2021 (令和3)年3月15日

		氏		所属等	備考
秋	吉	Lσ	)131	株式会社EBILAB カスタマーサクセス	
今	村	潤	=	日本放送協会津放送局 副局長	R1.6から
上	Щ	千	秋	富士電機FAサービス株式会社 管理部長	副部会長(第1部会)
上	島	邦	彦	伊賀市人権生活環境部 人権政策監兼人権政策課長	
大	平	肇	子	三重県立看護大学教授	
小	Ш	眞里	⊒子	三重大学名誉教授	会長
北	Ш	良	子	公募委員	
佐	野	明	郎	株式会社佐野テック 取締役 会長	
菅	生	٤١	こ	株式会社AWESOME EYE 代表取締役	
土	屋	邦	恵	男女共同参画みえネット	
中	嶋		豊	弁護士法人決断サポート代表	副会長
長	岡	和	子	三重県農村女性アドバイザー	
朴		恵	淑	三重大学名誉教授・地域イノベーション学研究科 特任教授	
藤	枝	律	子	津市立三重短期大学法経科教授	部会長(第2部会)
藤	岡	充	昭	日本労働組合総連合会三重県連合会事務局長	R1.10 から
Ξ	田	泰	雅	四日市大学総合政策学部准教授	部会長(第1部会)
森		徹	雄	社会福祉法人名張育成会	副部会長(第2部会)
Щ	田	洋	_	<b>鈴鹿市立平田野中学校長</b>	

# 男女共同参画に関する法律・条例・計画 関係図



# 男女共同参画に関するあゆみ(年表)

年		国	三重県
1975 年 (S50)	・国際婦人年(目標:平等、発展、 平和) ・国際婦人年世界会議(第1回世界 女性会議:メキシコシティ)開催 「世界行動計画」採択	・総理府に婦人問題企画推進本部 設置、婦人問題企画推進会議開催	
1977年 (S52)		・「国内行動計画」策定	・「婦人関係行政推進連絡会議」設 置
1979年 (S54)	・国連第 34 回総会「女子差別撤廃 条約」採択		・「三重県婦人対策の方向」( 県内 行動計画 ) 策定
1980年 (S55)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(第2回世界女性会議:コペンハーゲン)開催、「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		
1981年 (S56)		・「国内行動計画後期重点目標 」策 定	
1985年 (S60)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界 会議(第3回世界女性会議)開催 (西暦 2000 年に向けての)「婦 人の地位向上のためのナイロビ 将来戦略」採択	・「国籍法」改正施行 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	・三重県婦人問題推進協議会から 「三重県の婦人対策に関する提 言」提出
1986年 (S61)		・婦人問題企画推進本部拡充 : 構成 を全省庁に拡大 ・婦人問題企画推進有識者会議開 催	
1987年 (S62)		・「西暦 2000 年に向けての新国内 行動計画」策定	・「みえの第 2 次行動計画 - アイリ スプラン」策定
1990年 (H2)	<ul><li>・国連婦人の地位委員会拡大会期 (ウィーン)開催</li><li>・国連経済社会理事会「婦人の地位 向上のためのナイロビ将来戦略 に関する第1回見直しと評価に 伴う勧告及び結論」採択</li></ul>		
1991年 (H3)		・「育児休業法」公布(H4 施行)	
1994年 (H6)		・総理府に男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置	・三重県女性センター開館
1995年 (H7)	・第4回世界女性会議-平等、開発、 平和のための行動-(北京)開催 「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正(介護休業制 度の法制化等)	・「みえの男女共同参画推進プラン - アイリスプラン 2 1 」策定(第 3次)
1996年 (H8)		・男女共同参画推進連携会議( えが りてネットワーク ) 発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」 策定	
1997年 (H9)		・「男女共同参画審議会設置法」公布、男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」改正(女性に対する差別の禁止等) ・「介護保険法」公布(H12施行)	
1998年 (H10)			・アイリス 2 1 推進連携会議 ( アイリ スネットワーク ) 設置
1999 年 (H11)		・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・ 施行	・男女共同参画推進協議会から提言「2 1世紀の三重県は男女共同参画社会」

年	国連等	国	三重県
2000年 (H12)	・国連特別総会「女性 2000 年会議: 21 世紀に向けてのジェンダー平 等、開発および平和」(ニューヨ ーク)	・「男女共同参画基本計画」策定	・三重県男女共同参画推進懇話会から提言 ・「三重県男女共同参画推進条例」 公布(H13.1.1 施行) ・「日本女性会議 2000 津」開催
2001年 (H13)		・内閣府に男女共同参画会議、男女 共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護に関する法律(配偶者 暴力防止法)」公布、施行 ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方 針について」閣議決定 ・「育児・介護休業法」改正(時間 外労働の制限制度創設等)	・三重県男女共同参画審議会設置 ・三重県女性センターを三重県男 女共同参画センターに改称
2002年 (H14)		・アフガニスタンの女性支援に関 する懇談会開催	・「三重県男女共同参画基本計画」 策定 ・「三重県男女共同参画基本計画第 一次実施計画」策定
2003年 (H15)		<ul> <li>・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」</li> <li>・第4回・第5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行</li> <li>・男女共同参画社会の将来像検討会開催</li> </ul>	・男女共同参画審議会から県事業 に対する評価提言(初回) ・男女共同参画年次報告作成(初 年)
2004年 (H16)		・男女共同参画推進本部決定「女性 国家公務員の採用・登用の拡大等 について」 ・「配偶者暴力防止法」改正(都道 府県基本計画策定の義務化等)、 「配偶者暴力防止法に基づく基 本方針」策定 ・「育児・介護休業法」改正(期間 雇用者への適用、育休の延長、子 の看護休暇制度創設等)	
2005年 (H17)	・国連「北京 + 10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第2次)」の策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	·「三重県男女共同参画基本計画第 二次実施計画」策定
2006年 (H18)	・東アジア男女共同参画担当大臣 会合開催	・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラ ン」改定	・「三重県DV防止及び被害者保 護・支援基本計画」策定
2007年 (H19)		・「配偶者暴力防止法」改正(保護命令制度の拡充等) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	<ul><li>・「三重県男女共同参画基本計画 (改訂版)」策定</li><li>・みえチャレンジプラザ開設</li><li>・「三重県男女共同参画基本計画第 三次実施計画」策定</li></ul>
2008年 (H20)		・「女性の参画加速プログラム」決 定	

年	国連等	国	三重県
2009年 (H21)		・第6回女子差別撤廃条約実施状況報告審議 ・「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度の義務化、パパ・ママ育休プラス、介護のための短期休暇制度の創設等)	・「三重県DV防止及び被害者保 護・支援基本計画」第2次改定
2010年 (H22)	・国連「北京 + 15」記念会合 (ニューヨーク )	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定・「第3次男女共同参画基本計画」策定	
2011年 (H23)	・UN Women(ジェンダー平等と女性 のエンパワーメントのための国 連機関)正式発足		・「第2次三重県男女共同参画基本計画」策定(3月) ・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」第3次改定(3月)
2012年 (H24)	・国連「自然災害におけるジェンダ ー平等と女性のエンパワーメン ト」決議案採択(日本提案)	・「女性の活躍促進による経済活性 化」行動計画~働く「なでしこ」 大作戦~策定	・「第2次三重県男女共同参画基本 計画第一期実施計画」策定(3月)
2013年 (H25)		・「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」 策定(「女性活躍推進」を成長戦 略の中核に位置づけ) ・「配偶者暴力防止法」改正(対象 被害者の追加等)、「配偶者暴力 防止法に基づく基本方針」改定 ・「男女共同参画の視点からの防 災・復興の取組指針」策定	・三重県男女共同参画審議会から 知事への提言(10月)
2014年 (H26)	・国連「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択(日本提案) ・UN Women「HeForShe」キャンペーン(ジェンダー平等について、女性だけでなく男性も一緒に考え、行動することを呼び掛ける社会連帯運動)スタート	・輝く女性応援会議開催 ・「次世代育成支援対策推進法」改正(法の期限の延長等) ・「『日本再興戦略』改訂 2014 -未来への挑戦-」策定(女性の更なる活躍促進) ・すべての女性が輝く社会づくり本部設置(内閣官房) ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム「WAW! Tokyo 2014」開催(第1回目)	・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」第4次改定(3月)・輝く女性応援会議 in三重開催(8月)・女性の大活躍推進三重県会議設立(9月)
2015年 (H27)	・国連「北京 + 20」記念会合(ニューヨーク) ・第3回国連防災会議「仙台防災枠組」採択 ・「持続可能な開発のための 2030アジェンダ」(SDGs)採択	・「女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律」(女性活躍推 進法)公布、施行(H28 完全施行) ・「女性活躍加速のための重点方針 2015」決定 ・「第4次男女共同参画基本計画」 策定	・女性の大活躍推進三重県会議 1 周年記念大会開催(11 月)
2016年 (H28)	・伊勢志摩サミット開催(首脳宣言 (女性の活躍推進はG7の共通 のゴール))	・「育児・介護休業法」改正(介護 休業の分割取得、妊娠・出産等に 関するハラスメント対策の義務 付け等) ・「女性活躍加速のための重点方針 2016」決定	・三重県男女共同参画審議会から 知事への提言(2月) ・「第2次三重県男女共同参画基本 計画第二期実施計画」策定(3月) ・「女性活躍推進のための三重県特 定事業主行動計画(前期計画)」 策定(3月) ・WIT2016 開催(9月)

年	国連等	国	三重県
2017年 (H29)		・「女性活躍加速のための重点方針 2017」決定 ・「育児・介護休業法」改正(育児 休業期間の延長、育児・介護休業 等の制度の周知等)	・「第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」策定(3月) ・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」第5次改定(3月) ・「第2次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画(改訂版)」策定(6月) ・みえの輝く女子フォーラム 2017開催(初年)(9月) ・「ダイバーシティみえ推進方針~ともに輝く(きらり)、多様な社会へ~」策定(12月)
2018年 (H30)		・「政治分野における男女共同参画 の推進に関する法律」公布、施行 ・「女性活躍加速のための重点方針 2018」決定	・ダイバーシティみえトークイベ ント開催(5月) ・「HeForShe」 賛同セレモニー開催 (10月)
2019年 (H31) (R1)		・「女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律等の一部を改 正する法律」公布(女性活躍推進 法の改正による一般事業主行動 計画の策定義務の対象拡大、労働 施策総合推進法等の改正による ハラスメント対策の強化等) ・「女性活躍加速のための重点方針 2019」決定 ・「配偶者暴力防止法」改正(児童 虐待防止対策との連携強化等)	・「多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン~LGBTをはじめ多様な性的指向・性自認(SOGI)について理解を深め、行動する~」作成(2月)・「三重県犯罪被害者等支援条例」公布(3月)、施行(4月)・みえの女性リーダー育成講座「みえたま塾」開講(10月)・「三重県犯罪被害者等支援推進計画」策定(12月)
2020年 (R2)	・国連「北京 + 25」記念会合(ニューヨーク)	・「女性活躍加速のための重点方針 2020」決定 ・「第5次男女共同参画基本計画」 策定	・チェンジ・デザイン・アワード 2020 開催(初年)(1月) ・三重県男女共同参画審議会から 知事への提言(2月) ・「三重県DV防止及び被害者保 護・支援基本計画」第6次改定(3 月)
2021年 (R3)			<ul> <li>・「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」制定(3月)</li> <li>・「第3次三重県男女共同参画基本計画」策定(3月)</li> <li>・「第3次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」策定(3月)</li> <li>・「女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画(後期計画)」策定(3月)</li> </ul>

### 三重県男女共同参画推進条例

(平成 12年 10月 13日三重県条例第 73号)

改正 平成 13 年 3 月 27 日 三重県条例第 47 号 同 17 年 10 月 21 日 同 第 67 号

目次

前文

第一章 総則(第一条-第七条)

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第八条-第十二条)

第三章 三重県男女共同参画審議会(第十三条-第十八条)

附則

二十一世紀を迎え、私たちが目指す社会は、すべての人々の人権が保障され、一人ひとりが、性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができる社会であり、それぞれに多様な生き方が認められる社会である。そして、その社会は、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会である。

また、少子高齢化、国際化及び高度情報化の進展をはじめとする急激な社会経済情勢の変化に対応するために社会構造の変革が求められているが、新しい社会構造の前提となり、基礎となるものが、男女共同参画社会である。

三重県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、不当な差別をなくし、人権が尊重される社会の実現を図ることを明らかにするとともに、男女共同参画を推進するための計画を策定し、様々な取組を行ってきたところであるが、現状においては、男女の性別による差別及び固定的な役割分担意識並びにこれらに基づく制度及び慣行が根強く存在し、男女平等の実現や男女共同参画の推進を妨げる要因となっている。

このような認識から、三重県は、「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ、男女共同参画社会を 実現することが重要かつ緊急の課題であると位置づけ、その社会の実現のために、県民、事業者及び 市町と協働して、総合的かつ計画的に取り組むことを決意して、この条例を制定する。

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本目標を定め、県、県民及び事業者の責務 を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町が協働して取り組み、もって男女共同参画社会を実現すること を目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。
- 2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会 に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該 機会を積極的に提供することをいう。

(基本目標)

- 第三条 男女共同参画社会を実現するため、次の基本目標を設定する。
  - 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること。

- 二 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること。
- 三 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- 四 男女が家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる環境を整備すること。

### (県の責務)

- 第四条 県は、男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、前項の施策について、県民、事業者及び市町と協働して実施するよう努めなければならない。

### (県民の責務)

- 第五条 県民は、男女の性別による差別的取扱いを排除するとともに、固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善するよう努めなければならない。
- 2 県民は、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければ ならない。
- 3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。 (事業者の責務)
- 第六条 事業者は、男女が、職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、事業活動において、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### (県と市町との協働)

- 第七条 県は、市町に対し、県と協働して、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する 施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する施策に協力することを求めるものとする。
- 2 県は、市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力を行うものとする。

### 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

### (基本計画の策定)

- 第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同 参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定する。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する ために必要な事項
- 3 前項第一号の施策の大綱には、次に掲げる事項について定める。
  - 一 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な事項
  - 二 男女共同参画を推進するための教育、啓発及び広報に関する事項
  - 三 男女共同参画に関する相談及び苦情に対応するために必要な事項
  - 四 性別に基づく暴力及び性的いやがらせ等の防止並びに被害者の救済及び支援のために必要 な事項

- 五 家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるようにするために必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関して必要な事項
- 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条第一項の三重県男女共同参画 審議会に意見を求めるとともに、広く県民等から意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 6 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置への協力)

- 第九条 県は、市町が積極的改善措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力を 行うものとする。
- 2 県は、県民及び事業者が、その属する地域、職場その他の分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

(財政上の措置)

第十条 県は、基本計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究)

第十一条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び 研究を行うものとする。

(年次報告)

第十二条 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、議会に 報告するとともに、これを公表しなければならない。

### 第三章 三重県男女共同参画審議会

(三重県男女共同参画審議会)

- 第十三条 知事は、三重県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
  - 一 基本計画に関して、第八条第四項に規定する事項を処理すること。
  - 二 知事の諮問に応じ、男女共同参画に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。
  - 三 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する評価を行うこと。
- 3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、 知事に意見を述べることができる。

(組織)

- 第十四条 審議会は、知事が任命する委員二十人以内で組織する。
- 2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の十分の四未満とならない ものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員の任期)

- 第十五条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第十六条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職

務を代理する。

(部会)

第十七条 審議会に、その事務を行うため、部会を置くことができる。

2 専門の事項を調査するために必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。

(委任)

第十八条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則(平成十三年三月二十七日三重県条例第四十七号) 抄 (施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

附 則(平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号) この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

### 性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例(概要)

令和3年3月23日公布、同年4月1日施行

性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、性のあり方にかかわらず、誰もが自分らしく安心して学び、働き、 前 暮らすことができる社会づくりを、地域社会全体で進めることを決意し、条例制定した旨を明記 文 条例は、性的指向及び性自認の多様性(性の多様性)を認め合う社会の推進に関する基本理念を定め、 目 各主体の責務・役割を明らかにし、県の施策の基本となる事項を規定 的 性の多様性が理解され、全ての人の人権尊重、多様な生き方を認め合う社会の実現への寄与を目的 性的指向・・・自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向 定 性自認・・・・・自己の性別についての認識 <施策のあり方> 性的指向、性自認にかかわらず、次のことができることを旨に推進 基 人権尊重 社会参画の保障と個性・能力発揮 多様な生き方の選択 本 理 < 社会の共通認識として明示 > 念 性の多様性を認め合う 性の多様性を理由とする不当な差別的取扱いをしてはいけない カミングアウトの強制及び禁止はしてはいけない 表明は本人の自由 情報共有は同意が必要 本人の意に反して暴露 (アウティング)してはいけない 市町 県 県施策における必要な措置、市町、関係機関等との連携(県義務) 務 市町施策における必要な措置 (努力義務) 教育に携わる者 役 教育活動での必要な措置 (努力義務) 県民等は理解を深める(努力義務) 職場環境及び事業活動での必要な措置(努力義務) 事業者 県民 基本計画 三重県男女共同参画基本計画に性の多様性に関する施策を定め、実施状況を毎年、議会で報告 広報・啓発 県民への広報・啓発活動 研修等の実施 県義務、市町、学校、事業者の努力義務 (県の支援) 基 教育の推進 学校教育 社会教育 本 相談への対応等 県民向けの相談窓口、相談事例の蓄積 的 相談機関のネットワークと救済につながるよう必要な情報の提供 各団体における相談対応(学校、事業者等の努力義務、県の支援) 施 策 社会生活・社会 安心して学び、育つ環境づくり(県努力義務) 参加における対 安心して働くことができる環境づくり(県努力義務) 安心して暮らすことができる環境づくり(県努力義務) 応 優良団体の顕彰 顕彰 附 社会情勢の変化等による見直し 則

# 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成 11 年 7 月 16 日 法律第 102 号 同 11 年 12 月 22 日 同 第 160 号

目次

前文

第一章 総則(第一条-第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条-第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条-第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要 課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進 を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力 ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、 並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、 社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること をいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内に おいて、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していること にかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策 に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する 責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は 財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的 に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣 議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本 計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」 という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の 団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必 要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

### (所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の 形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び 関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府 の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総 理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する 者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の 長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力 を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以 外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要

な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。) 第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画 審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委 員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任 期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により 任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画 審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この 法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三 項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一略
  - 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の 規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

- 第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
  - 一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置 は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次 の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成27年9月4日法律第64号)

改正 令和元年6月5日 法律第24号

### 目次

第一章 総則(第一条-第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条-第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条 - 第二十九条)

第五章 雑則(第三十条-第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条-第三十九条)

附則

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### (基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護 その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に 関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互 の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員とし ての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男 女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなけれ ばならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、 本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第二章 基本方針等

### (基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的 かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。) を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項にお

- いて「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更した ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する 労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。 これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働 省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働 省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般 事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指 針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に 届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に

基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を 付してはならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
  - 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
  - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
  - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第 八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

- 第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

- 第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二 条の認定を取り消すことができる。
  - 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
  - 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
  - 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
  - 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
  - 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

### (委託募集の特例等)

- 第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき は、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第 二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がそ の被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受 託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十 四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中 小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基 づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を 図るものとする。

### (一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとす

る一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

- 第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に 定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

- (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活 を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活にお ける活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
  - 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、 又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍 に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなけれ ばならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする 女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する 次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
  - その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、 創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業 生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の 紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由 なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の 役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。) の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施 策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と 理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務 及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二 十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる 措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することによ り、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施 されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織する ことができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員と して加えることができる。
  - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 一 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を 公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、 協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

### 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の 停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に 処する。

- 第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
  - 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
  - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わな かった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

  - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは 検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし た者
  - 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は 人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料 に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得 た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、 同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 は、政令で定める。 (検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。
  - 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行 為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日 (罰則に関する経過措置)
- 第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)
- 第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

# (検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。